

# 2026年度

## 一般社団法人日本薬学生連盟補欠選挙

### 実施要項

#### 1、本部選挙の種類

「本部選挙」は2026年度一般社団法人日本薬学生連盟の本部となる役員および委員長を決めるために行います。「本部選挙」は「2026年度本部募集要項」に従います。

なお、「本部選挙」にて決まらなかつた役職について「補欠選挙」を行います。「補欠選挙」は「2026年度補欠選挙要項」に従います。

#### 2、本部選挙の意義

選挙は、一般社団法人日本薬学生連盟の運営や活動をより円滑に、より広い地域で、より多くの学生とともに行なうために代表者選出を目的として行なわれます。また、会員の意見を団体活動全体に反映させるためのものでもあります。

#### 3、選挙権と被選挙権

##### (1)選挙権

###### 1 補欠選挙

■選挙権を持つために必要な条件は以下の通りです。

・一般社団法人日本薬学生連盟会員であること

・2025年度一般社団法人日本薬学生連盟本部、2026年度一般社団法人日本薬学生連盟本部立候補者、もしくは選挙される部門または委員会に所属するスタッフ会員であること

※ 会長・副会長の選挙においてはスタッフ会員全員に投票権が認められるものとします。

※ 選挙権をもつ部門・委員会において、結果発表まで参加できないスタッフ会員は、オープンディスカッションが終わるまで閲覧した場合にのみWeb投票が認められます。

※ 会長・副会長を除く本部は、当日投票ができない場合は、自分の部署内の一人にその権限を委譲することができます。

※2026年度一般社団法人日本薬学生連盟本部立候補者は、立候補する部門・委員会には選挙権を持ちません。

■選挙権を失う条件は以下の通りです。

補欠選挙 選挙管理委員を務める者

##### (2)被選挙権

■被選挙権を持つために必要な条件は以下の通りです。

一般社団法人日本薬学生連盟スタッフ会員であること

2026年度に国内の薬学部もしくは薬学研究科に所属見込みのある者

特別な理由を除き2026年2月14日、15日に開催される本部引き継ぎ合宿に参加できること

※役員の被選挙権はさらに以下を満たす必要があります。

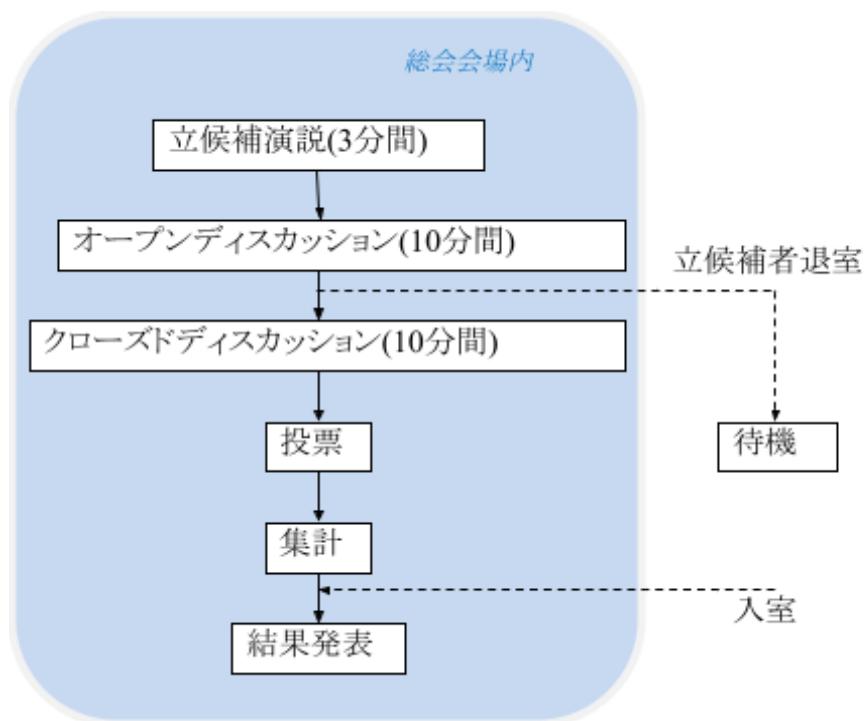
任期期間中に、一般社団法人日本薬学生連盟理事を務め、その職務を果たすことのできる者。

## 4. 投票

### > 当日投票

日本薬学生連盟本部の選出は、**オンライン投票**によって行われます。立候補者のみなさんは、「2026年度補欠選挙」において、**立候補演説**および**質疑応答**を行っていただきます。

当日オンライン回線の都合によって選挙の進行が妨げられる場合、事前に撮影した立候補演説の動画を当日の演説として選挙を行います。投票は選挙当日のみ、以下の流れで行なわれます。選挙結果は、それぞれの役職の投票の集計が終わり次第、すぐに発表します。選挙は対面、Web型を併用し、選挙管理委員会の主導のもと適切に行います。



### ・ディスカッションについて

#### 1) オープンディスカッション

選挙出席者からの質問に答えていただきます。選挙では、選挙権を持たない会員がオブザーバーとして参加する権利が与えられています。オブザーバーを含む出席する全ての会員に発言権があります。

#### 2) クローズドディスカッション

立候補者不在の状況下で、承認の是非が話し合われます。ここで話し合われた内容は選挙終了後も口外することを禁止します。クローズドディスカッション中はあらゆる電子機器の使用が禁止されています。

※ オープンディスカッション、クローズドディスカッションの制限時間は10分間です。ただし会場内の有権者の過半数から申し出があった場合、それぞれ10分×1回ずつの延長を認めます。

※ 選挙管理委員は発言権がありませんが、発言を求められた時のみ発言できます。

※ ディスカッションでは自分が誰に投票するかを宣言する行為を禁止します。

### ・投票について

### 1) 当日投票

投票権は選挙権を持つ1人に1票ずつ与えられています。投票は無記名投票で行われ、集計には選挙管理委員が責任を持ってあたります。なお、得票数は選挙毎に開示します。

候補者が一人の場合

⇒**信任もしくは不信任、棄権**の票によって投票を行います。

候補者が複数人の場合

⇒**いずれかの候補者を信任もしくはいずれの候補者も不信任、棄権**の票によって投票を行います。

なお、立候補者が3人以上おり、いずれの候補者も過半数の信任票を獲得できなかった場合、投票において、上位2名で決選投票を行います。

### >期日前投票

2025年度一般社団法人日本薬学生連盟補欠選挙は、期日前投票の制度を実施いたしません。

## 5. 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、補欠選挙を管理しています。選挙管理委員長および、副選挙管理委員長のうち1名を前年度本部が務めることとします。選挙管理委員は、本部選挙及び補欠選挙の選挙権を失います。